



資料編

1 宇治市子ども・子育て会議委員名簿

区分	氏名	所属等	備考
1号委員	大西 政明	宇治市学童保育保護者会連合会	
	岡本 裕子	市民公募	
	小林 由佳理	宇治市私立幼稚園保護者会連合会	
	篠原 舞	市民公募	
	鈴木 安都佐	宇治市立幼稚園PTA連合会	
	妹尾 博子	子育てサークル「きっずくらぶ」	
	丹羽 寛美	宇治市連合育友会	令和元年7月4日まで
	湯浅 真由美		令和元年7月5日から
	俣野 あゆ美	宇治市保育所保護者会連合会	令和元年7月4日まで
	堀 愛		令和元年7月5日から
	松村 祐子	宇治市障害児・者父母の会	
	吉井 実矢	宇治市民間保育園連盟（保護者）	
2号委員	稲吉 道夫	宇治市議会	令和元年7月4日まで
	堀 明人		令和元年7月5日から
	上西 千恵子	宇治市民生児童委員協議会	
	岸 敬子	宇治市女性の会連絡協議会	
	北川 正人	宇治商工会議所青年部	
	長澤 哲也	京都社会福祉士会	平成30年12月20日から
	堀野 政恵	連合京都南山城地域協議会	平成31年3月6日まで
	前畑 利奈		平成31年3月7日から
弓指 義弘	宇治市子ども会連絡協議会		
3号委員	○迫 きよみ	特定非営利活動法人子育てを楽しむ会	
	杉本 一久	宇治市民間保育園連盟	
	松井 明恵	宇治市私立幼稚園協議会	
4号委員	浅妻 典子	宇治久世医師会	
	◎安藤 和彦	ユマニテク短期大学	
	寺田 博幸	京都文教大学	平成30年12月20日から
	松井 敏子	京都府宇治久世歯科医師会	
5号委員	宮崎 純子	京都府山城北保健所	令和元年7月4日まで
	上西 ますみ		令和元年7月5日から

(◎会長 ○副会長 敬称略)
(平成30年度～令和元年度)

2 宇治市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 10 月 17 日

条例第 41 号

改正 平成 28 年 3 月 31 日条例第 24 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、附属機関として、宇治市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども・子育て支援 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援をいう。
- (2) 子ども 法第 6 条第 1 項に規定する子どもをいう。
- (3) 保護者 法第 6 条第 2 項に規定する保護者をいう。

(所掌事務)

第 3 条 子ども・子育て会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務
- (2) その他本市の子ども・子育て支援に関し必要な調査及び審議を行うこと。

(組織)

第 4 条 子ども・子育て会議は、委員 30 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 関係団体の推薦を受けた者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当であると認める者

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 6 条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 子ども・子育て会議の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第8条 会長は、子ども・子育て会議の会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援主管課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議の会議に諮つて定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成25年宇治市規則第35号により平成25年12月18日から施行)

(会議の特例)

2 この条例の施行後最初の子ども・子育て会議の会議の招集は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

附 則(平成28年条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

3 宇治市子ども・子育て会議の開催経過

開催日時	検討内容
平成30年5月28日	平成30年度 第1回 宇治市子ども・子育て会議 (1) 会議の運営について (2) 宇治市子ども・子育て支援事業計画における平成30年度の主な取り組み状況について (3) 第2期宇治市子ども・子育て支援事業計画について (4) 宇治市保育所等入所選考基準について
平成30年9月6日	平成30年度 第2回 宇治市子ども・子育て会議 講演 「子どもの貧困に係る諸問題」の現状 京都文教大学 臨床心理学部 教授 寺田 博幸 氏 (1) 次期計画と子どもの貧困対策について (2) 平成29年度における「宇治市子ども・子育て支援事業計画」の進捗状況等について (3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員について
平成30年12月20日	平成30年度 第3回 宇治市子ども・子育て会議 (1) 平成29年度における「宇治市子ども・子育て支援事業計画」の進捗状況等について (2) 次期計画策定にかかるニーズ調査等の実施について (3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員について
平成31年3月7日	平成30年度 第4回 宇治市子ども・子育て会議 (1) 宇治市子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施について (2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員について
平成31年3月14日 ～平成31年3月29日	「宇治市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」・ 「宇治市子どもの生活に関するアンケート」実施
令和元年7月5日	令和元年度 第1回 宇治市子ども・子育て会議 (1) 会議の運営について (2) 宇治市子ども・子育て支援事業計画における令和元年度の主な取り組み 状況について (3) 宇治市子ども・子育て支援に関するニーズ調査等の調査結果（速報）について
令和元年9月12日	令和元年度 第2回 宇治市子ども・子育て会議 (1) 宇治市子ども・子育て支援に関するニーズ調査等の調査結果について (2) 「第2期宇治市子ども・子育て支援事業計画」の素案について (3) 「宇治市子ども貧困対策推進計画」の素案について (4) 平成30年度における「宇治市子ども・子育て支援事業計画」の進捗状況等について (5) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員について

開催日時	検討内容
令和元年 10月 31日	令和元年度 第3回 宇治市子ども・子育て会議 (1)「第2期宇治市子ども・子育て支援事業計画」の初案について (2)「宇治市子どもの貧困対策推進計画」の初案について (3)平成 30 年度における「宇治市子ども・子育て支援事業計画」の進捗状況等について
令和元年 11月 14日 ～12月 13日	「第2期宇治市子ども・子育て支援事業計画(初案)」に対するパブリックコメントを実施
令和2年2月4日	令和元年度 第4回 宇治市子ども・子育て会議 (1)「第2期宇治市子ども・子育て支援事業計画(初案)」に対する意見募集等の結果について (2)「第2期宇治市子ども・子育て支援事業計画」の最終案について (3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員について

4 用語解説

【あ行】

アウトリーチ

支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に訪問して情報・支援を行うこと。

育児休業制度

出産後の一定期間、育児をするため労働者が休業できる制度。

宇治市総合計画

宇治市の目指す都市像とその実現に向けた方向性を示した、まちづくりの最高指針となる計画。

SNS（エヌエヌエス）

インターネットを介して人間関係を構築できるスマートフォン・パソコン用のWebサービスの総称。

NPO（エヌピーオー）

様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。

【か行】

確保方策

市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて、潜在ニーズを含めて量の見込みを把握し、それに対応する「確保方策」を定めることとなっている。

家族の日

子どもを家族が育み、家族を地域社会が支えることの大切さについて理解を深めてもらうために、内閣府が平成19年度から11月の第3日曜日に定めたもの。その前後各1週間を「家族の週間」と定め、この期間を中心として理解促進を図っている。

家庭的保育

居宅等において、家庭的な雰囲気のもとで、5人以下の0～2歳児を保育する事業。

協働

まちづくりにおいては、市民、行政、企業などの地域に存在する自立したそれぞれの主体が、それぞれの他者の主体性を尊重しつつ、相互作用により創造的な効果を発揮していく関係がいい、対等な立場で責任を共有しながら目標の達成に向けて連携すること。

居宅訪問型保育

個別のケアが必要な場合などで、0～2歳児を対象に、保護者の自宅で1対1の保育をする事業。

合計特殊出生率

人口統計上の指数で、一人の女性が一生の間に生む子どもの数を示したものの。

子育て支援総合コーディネーター

多様な子育てサービス情報を一元的に把握するとともに、子育て家庭に対する総合的な情報提供、利用援助などの支援を行う。

子育て世代包括支援センター

主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する機能を有する。

子ども家庭総合支援拠点

すべての子ども（と家庭及び妊産婦）等の課題に対し、子ども支援の専門性・人的資源を組織・ネットワーク化し、相談・ソーシャルワーク（生活しやすい社会や仕組みを構築する）対応ができる拠点のこと。

平成28年5月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」において、市町村において、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク（生活しやすい社会や仕組みを構築する）業務までを行う機能を担う拠点の整備に努めなければならないと規定された。

子ども・子育て関連3法

「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3つの法律。

子ども・子育て支援新制度

就学前の子どもを対象とした幼稚園・保育所等や、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めるための制度。

子ども・子育て支援法

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための法律。

子ども食堂

地域の住民・企業・団体等がボランティアで運営する、子どもや地域住民など誰でも無料又は安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供するところ。

子どもの貧困対策

子どもの将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図ることとして、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されるとともに、同年8月に国において「子どもの貧困対策に関する大綱」が策定された。

子供の貧困対策に関する大綱

平成26年8月29日に閣議決定され、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図るとともに、全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進することを目的・理念として、基本的な方針や子供の貧困に関する指標、指標の改善に向けた当面の重点施策が示されている。

こども110番のいえ

児童等の年少者が不審者などに声をかけられるなどして身に危険を感じたときに、地域住民の自主的な協力のもとでこれを保護するとともに、警察等へ通報を行う緊急避難場所を確保するため通学路や児童公園の周辺に設置されたもの。

【さ行】

里親制度

さまざまな事情で家族と離れて暮らす子どもを、自分の家庭に迎え入れ、温かい愛情と正しい理解を持って養育する制度。

事業所内保育

事業所などで、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもを保育すること。

次世代育成支援対策推進法

将来、社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成を目的として、平成15年に制定された法律。

市町村子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援新制度の目的を達成するために、子ども・子育て支援法に基づき、各市町村において、子育て家庭のニーズを把握した上で、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、計画的に給付や事業等を行っていくために、5年間を計画期間として策定する計画。

児童相談所

児童福祉法に基づき、児童の福祉に関する各般の問題について市町村からの送致や家庭その他からの相談に応じ、調査、診断、判定のうえ、その児童・家庭にとって最も効果的な援助を行うことを業務とする児童福祉行政機関。

児童の権利に関する条約

子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約。18歳未満の児童（子ども）を権利をもつ主体と位置づけ、大人と同様ひとり人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めている。

児童養護施設

保護者のいない児童や虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。

社会資源

人々の生活の諸要求や問題解決の目的に使われる各種の施設や制度、機関、知識、技術などの物的、人的資源の総称。

社会福祉法人

社会福祉法における社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人。民法による公益法人の不備を補正するものとして特別に創設された公益性の高い法人で、入所施設など第1種社会福祉事業を実施できる。

出生率

一定期間の出生数の、人口に対する割合のこと。一般に、人口1,000人当たりの1年間の出生児数の割合をいう。

小規模保育

多様なスペースで、家庭的保育に近い雰囲気のもとで、6人～19人の0～2歳児を保育する事業。

小中一貫教育

小・中学校が互いに情報交換、交流することを通じて円滑な接続をめざし、9年間を通じた教育課程を編成し、それに基づき行う系統的な教育のこと。

情報モラル

情報社会を生きぬき、健全に発展させていく上で、すべての国民が身につけておくべき考え方や態度のこと。

食育

生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

SSW（スクールソーシャルワーカー）

子どもが生活のなかで直面する学校内では解決しにくい困難に対して、関係機関と連携を図りながら、個人及び環境などの課題の背景に働きかけることにより、解決に向け支援を行う専門家。

生活保護率

人口1,000人あたりに対する全国47都道府県の比率を指します。保護率の計算方法は「1ヵ月で保護した人数」÷「各年10月1日の総務省推定人口」×1,000で算出している。

【た行】

待機児童

認可保育所等に入園申込みをしたが、入所できていない児童数から、国の定義に基づき、私的な理由で特定の保育所等のみを希望している方等を除いた数。

特定事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づき、国及び地方公共団体の期間が実施する次世代育成対策に関する計画。

特定地域型保育事業

児童福祉法に位置付けられた市町村による認可事業のことで、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとなっている。小規模保育（利用定員6人以上19人以下）、家庭的保育（利用定員5人以下）、居宅訪問型保育、事業所内保育（主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供）に分けられる。

特別支援学校

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者または病弱者（身体虚弱者を含む）に対し、幼稚園・小学校・中学校・高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識・技能を授けることを目的とする学校のこと。

特別支援教育

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

DV（ドメスティック・バイオレンス）

夫婦や恋人など親しい関係における暴力のことをいい、なぐる・けるなどの身体的な暴力だけでなく大声でおどすなどの精神的な暴力、その他にも性的な暴力・経済的に抑圧する行為・社会的な行動を妨げる行為なども含む。

【な行】

認定こども園

保育所と幼稚園の機能を併せ持つ施設のこと。

ノーマライゼーション

障害のある人が地域社会の中で特別視されることなく、他の人々と同じように生活を営むことが当然だとする考え方。また、それに基づく運動や施策のこと。

【は行】

発達相談

子どもの発達状況を踏まえて課題を共有した上で、今どのような関わりが必要なのかを保護者と相談すること。

パブリックコメント

公的な機関が規則あるいは命令などの類のものを制定しようとするときに、広く公に（=パブリック）、意見・情報・改善案など（=コメント）を求める手続きをいう。

バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを取り除くという意味。段差などの物理的バリアを取り除くだけでなく、より広い意味で障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、物理的、心理的なバリアを取り除いていくことにも用いられる。

【ま行】

マタニティマーク

妊婦が交通機関等を利用する際に身につけ、周囲に妊婦であることを示しやすくするもの。また、交通機関、職場、飲食店等が、呼びかけ文を添えてポスターなどとして掲示し、妊産婦にやさしい環境づくりを推進するもの。

未婚率

国勢調査における指標で、「15歳以上人口に占める未婚者数の割合」のこと。

民生児童委員

「民生委員法」「児童福祉法」に基づき、厚生労働大臣から委嘱されている委員のこと。民生委員法では、「民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるもの」とされており、地域と行政の架け橋として社会福祉事業者や社会福祉活動を行う者と密接に連携し、関係行政機関の業務に協力するほか、福祉サービスなど、必要な情報を提供する。また、民生委員は児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行う児童委員に充てられる。

【や行】

ユニバーサルデザイン

高齢者や障害のある人の生活や活動に不便となる障壁(バリア)を取り除く「バリアフリー」という考え方を一歩進めて、すべての人の利用しやすさを最大限配慮した、環境や製品、サービス、システムなどのデザインのこと。

要保護児童

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童のこと。

要保護児童対策地域協議会

虐待を受けた子どもをはじめとする要保護児童等に関する情報その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うもの。

【ら行】

ライフスタイル

食事や運動、休養など日常の生活をはじめ、仕事や娯楽、対人関係など人それぞれの価値観を含めた生き方、行動をいう。

ライフステージ

幼児期、児童期、青年期、成年期、老年期など、人生のさまざまな過程における生活史上の各段階のこと。

療育

障害のある子どもが、社会的に自立することを目的として行われる医療、訓練、教育、保育などのこと。

療育手帳

知的障害のある人や児童に対する一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするために交付される手帳。手帳には、障害の程度により重度の場合は「A」、その他の場合は「B」と判定され、記入される。

量の見込み

市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の「見込み」を推計することとなっている。

労働力率

15歳以上の人口の内、働いている人と完全失業者の人数を15歳以上の人口で割った値のこと。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」。内閣府は、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」において、仕事と生活の調和が実現した社会とは「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること」と定義している。

第2期宇治市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発行 福祉こども部 こども福祉課

〒611-8501 京都府宇治市宇治琵琶 33 番地
TEL 0774-22-3141 (代表)
